

障がい者に係る投票環境向上に関する検討会（第3検討チーム・第2回）議事要旨

1 日 時 平成23年1月14日（金）10:30～11:30

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 地下2階第1会議室

3 出席者

清水委員、杉野委員、関委員

内閣府 金政策企画調査官

4 議事次第

（1）開会

（2）投票所のバリアフリーなど投票環境の改善について

（3）意見交換

（4）まとめ

（5）閉会

5 議事の経過

- 総務省自治行政局選挙部の原山管理課長から、資料「投票所のバリアフリーなど投票環境の改善」についての説明が行われた。
- その後、投票所のバリアフリーなど投票環境の改善について、意見交換が行われた。各メンバーからの主な意見等は、以下のとおり。

- 今回のように方向性を示していただくことは大事なことと思う。時代も変わっている中で、投票所で何が支障となっているかについて、対応の必要性を共通認識として繰り返し示していくことが必要である。また、障がい者の方への理解をより深めていくためには、いろいろな要望や現状を地方にも伝えていただき、何が必要なのかを機会をとらえ示していただきたい。一般的な方向性と同時に、どのような要望があるのかも繰り返し伝えていただければと思う。

- 東京都と区市町村の選挙管理委員会では、毎年、選挙事務の改善について協議する場がある。投票所のバリアフリーについては22年のテーマにあげており、実態を調査しながら改善に向けて検討をしているところである。東京都内においては、今回の資料に示された内容について、おおむね対応できているものと考えているが、前回（平成

14年)と今回の調査を比較すると改善が進んだものとして、車イスの配備がほとんどの投票所で行われていることがわかった。障がい者のための設備については、かなり先駆的に各区市町村選挙管理委員会で行っていただいているものと考えている。

- 今後の方向性(案)であげられ、また、前回の検討会でもご指摘があったように、投票所での設備や対応がわからないため、障がい者の方が投票所から足が遠のくことのないように、投票所の設備や対応について周知を行うことが大切であると思う。ただし、車イスの配備やスロープの設置など、個々の投票所の設備等について、事細かに周知することが難しいという声も現場にはある。
- 投票所における事務従事者の対応について、東京都では昨年からは視覚障がい者の方に研修の講師になっていただき、どのような対応が望ましいか実際にお話をいただいた。障がい者の方が投票所に行った時に、職員が困惑していることを障がい者自身が分かるため、それが障がい者の方にとってプレッシャーとなっているという話も聞く。なかなか対応が難しい部分もあるが、今後そういったことも解消していきたいと思う。
- 郵便等投票の要件には該当しないが、投票所へのアクセスが困難な方について、選挙管理委員会での配慮がないのかという意見もある。このような方については、選挙管理委員会側からのアプローチのほかに、障害者自立支援法の移動支援という方法により、無料もしくは低廉な費用で、通常の移動支援とは違う視点でもっと積極的に活用してもらい、費用負担についても何か配慮ができれば、幾分でも改善できるのではないと思う。
- 周知方法については、さまざま障害、また障害の程度がある中で、広報紙などの限られた紙面や媒体において、すべての項目に対してすべての内容を掲載しなければならないと考えると実施が難しい。例えば「体が不自由な方へ」という項目を示すことにより、配慮を行っているというメッセージを出すことが重要ではないか。そこから問い合わせ等をしていただき、その方に合わせた説明を行うことも可能になるのではないか。
- 東京都内の投票当日の投票所では、障がい者の方が支障なくアプローチできるよう、すべての投票所について配慮するというスタンスで行っているので、可能な限りバリアフリーが進んでいると思われる。
- 当検討会において、随分きめ細やかな対応を検討しているとあらためて感じている。周知の点については、事細かく行うことは難しいため、いくつかの例をコンパクトに

説明し、そのほか疑問点等があれば選挙管理委員会への問い合わせをお願いするような文章があるだけでもかなり違うと思われる。

- 当検討会では身体障がい者の方への対応について主な議論となっているが、障がい者制度推進会議でもよく議論されている成年被後見人のような意思決定が十分にできない方への対応も、今後考えていく必要があると思われる。
- 代理投票という名称は、本人の意思まで代理するような誤解を与えかねないため、制度を周知する際には、本人の指示によって他の者が投票用紙への記載を代筆する制度であることなど、具体的な説明を行う必要があるのではないかと。

これらの意見に対し、総務省からは、次のとおり発言を行った。

- 第2検討チームでの議論でもあったが、組織に属していない障がい者の方のニーズを把握していくことは難しい面もあるが、福祉担当部局と協力、連携を密にして、ホームページや広報誌などを通じ、選挙管理委員会に問い合わせをいただく機会を増やしていくというような対応も必要と思われる。また、選挙制度や投票所の設備など必要な情報を日常的にお知らせすることも必要である。
- 代理投票の制度については、投票管理者や事務従事者等によって具体的に説明していただくことが大切である。また、本人の意思を確認しながら、きめ細かに対応していく必要がある。今回の検討会にて、具体的なご意見もいただいたので、今後選挙管理委員会に出席いただく会議の場等でも要請してまいりたい。
- 3月までに検討会の全体の報告書を取りまとめていくこととしているが、報告の内容についてはあらためて委員のご意見を伺いたいと考えている。

以上の意見交換の後、資料「投票所のバリアフリーなど投票環境の改善（案）」について了承された。

今後は、事務局において最終報告案を取りまとめた上で、各委員に諮る予定。

以上

(文責：事務局)